

第7次京都府栽培漁業基本計画

所管課：水産課
根拠となる法律：沿岸漁場整備開発法
(平成 27～令和 3 年度)

■ 趣旨

国が策定する「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」に基づき、栽培漁業に係る方針、種苗放流目標数、種苗生産・放流技術開発の方針などを知事が定めた計画

■ 基本方針と目標

- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
 - ◆ 対象種に応じた推進体制の整備、生物多様性等の保全への配慮、栽培漁業の普及と費用負担など
- 種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類と放流目標

水産動物の種類	平成 33 年度の放流目標	放流時の大きさ
マダイ	500 千尾以上	全長 50mm 以上
アワビ	180 千個	殻長 30mm
サザエ	350 千個	殻高 15mm

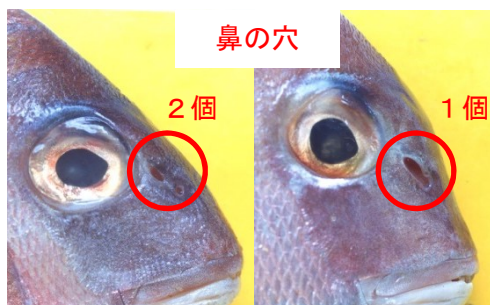
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項
 - ◆ 技術の開発に関する基本的な考え方、種苗生産の技術水準の目標など

■ 目標達成のための取組

- 公益財団法人京都府水産振興事業団を中核とした栽培漁業推進体制による計画的な種苗生産、中間育成、放流の実施
- 負担金や栽培協力金による受益者負担を基本とした制度の運用



マダイ種苗放流の様子



漁獲されたマダイ
(左：天然魚、右：放流魚)



アワビ種苗放流の様子



漁獲されたアワビ
(左：天然貝、右：放流貝)